

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）定款第31条の6項に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び協会が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し協力して、定款に定める協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところより、協会の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 理事のうち、1名を会長とし、1名を専務理事とし、常務理事は5名以内とする。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、協会の業務を執行する。
- (2) 毎年事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 2 専務理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を執行する。ただし、会長の代表権に係る職務権限は除く。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長が定める担当業務を分掌し、執行する。

(2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

2 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、専務理事の代表権に係る職務権限を除く。

(代表順序の決定)

第8条 前条第2項に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程の定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立の登記日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

決裁事項		
項 目	決裁権者	
	会長	専務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
役員の内出張に関する事	○	
諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき50万円以上の支出		○
各種審査に関する事	○	
研修会、コンクール等事業に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事		○
金融機関を指定すること	○	
寄附に関する事	○	
訴訟に関する事	○	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	○	